

藤山台中学校区旧小学校施設の活用のための基本方針（案）

1 背景と趣旨

春日井市では、学校の適正規模や適正配置に関する基本的な考え方や方針として、平成 21 年 12 月に「小中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定し、過小規模校の解消を図ることとなった。高蔵寺ニュータウン（以下「ニュータウン」という。）の藤山台中学校区は、ニュータウンで最も早く入居が始まった地区であり、46 年が経過した現在、地域の人口構成が大きく変化したことから、藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校の 3 校統合を段階的に進めることとなった。

平成 25 年 4 月に藤山台小学校と藤山台東小学校が統合し、現在、藤山台小学校跡地に新たな小学校（新藤山台小学校）を整備しているところである。平成 28 年 4 月には、現藤山台小学校と西藤山台小学校が統合され、新藤山台小学校が開校する予定であり、これに伴い旧藤山台東小学校（以下、「東施設」という。）及び西藤山台小学校（以下、「西施設」という。）が余剰施設となる（図 1 参照）。

このため、両施設の有効活用を図るための基本的な考え方をとりまとめた基本方針を定め、これに基づく取組を推進する必要がある。



図 1 対象施設の配置

2 基本理念

(1) 既存施設の有効活用

小学校施設は、長い間、卒業生をはじめ地域の人々に親しまれてきた大切な場所であり、できる限り、既存の施設を有効活用することが望ましい。一方で、公共施設の集約化の観点から過剰な施設については、まちづくりに寄与する方向で民間に売却や長期に貸与して活用することが望ましい場合もある。このため、既存施設を必要最小限の整備により利活用することを原則とする。ただし、まちづくりに寄与する場合は民間への売却等も可能とする。

(2) まちづくりの拠点の形成

ニュータウンのこれからのまちづくりに寄与するため、住民が主体的に参加して、子育て支援・教育、医療・福祉、スポーツ・文化などコミュニティサービスの提供を行う拠点の形成を図ることが必要である。

(3) 協働の仕組みの構築

コミュニティサービスの拠点となる施設の運営にあたっては、地域住民の参加を含め、民間の活力が発揮できる主体を形成し、春日井市は必要な支援を行う協働の仕組みを構築することが必要である。

(4) 多様なニーズの反映

施設に導入する機能・用途については、ニュータウンに現に居住している住民のニーズを適切に反映するとともに、今後誘導すべき新たな居住者のニーズも考慮することが必要である。

(5) 計画的な整備の誘導

売却等により民間が整備を行うことになった場合には、地区計画等の適切な手法により、ニュータウン全体のまちづくりに寄与できるよう適切に誘導を行うことが必要である。

3 各施設の位置づけについて

東西両施設及び新藤山台小学校の3つの施設について、ニュータウン全体における位置づけは、次のとおりとする。(図2参照)

(1) 東施設について

高蔵寺高校、藤山台中学校に隣接し、周囲を団地に囲まれた落ち着いた立地環

境を考慮すると、子育て世代、高齢者などの多様なニーズに対応したコミュニティサービスを提供する拠点として位置づけることが適当である。センター地区と近接することから、ニュータウン全体を対象としたサービス拠点として位置づけることが可能である。東施設をはじめ、中学校・高校、隣接する公園、調理場の跡地を含めて、ニュータウンにおける「まなびと交流のセンター」と位置づけ、サンマルシェなどの商業施設を中心とした「にぎわいのセンター」と連携しつつ、一体的に整備することが重要である。



図2 各施設のニュータウンにおける位置づけ

(2) 西施設について

ニュータウンの主要な道路に近接していることから、坂下・白山等の周辺地区も対象とした商業・飲食・教育・医療・福祉等の生活利便施設の誘導が可能である。民間活力による整備を慎重に把握し、住環境の保全に十分に配慮しつつ、ニュータウン全体のまちづくりに寄与する方向で土地の有効利用を図ることが重要である。この際、藤山台地区のサブセンターとは適切な役割分担を図ることが必要である。

(3) 新藤山台小学校との連携について

ア 新たに整備される藤山台小学校において、地域連携支援室が設置されることから、藤山台小学校が藤山台中学校区のコミュニティ形成の拠点となり、ニュータウン全体のサービス拠点と位置づける東施設との間で適切な連携を図ることが必要である。

イ 地域住民のニーズが高い運動場、体育館の開放については、新藤山台小学校を含めて現行と同水準の規模を確保できるようにすることが必要である。

ウ 災害時の避難場所の確保についても、新藤山台小学校、東西両施設を含めて、地域全体として必要な空間・機能の確保を図ることが必要である。

4 導入すべき機能・用途について

(1) 東施設について

「まなびと交流のセンター」の拠点施設として、次のような機能・用途を基本として施設の計画を進める必要がある。

ア 多世代にわたる住民の交流及びまちづくりの情報発信の場

○コミュニティカフェ、まちと住まいのインフォメーションセンターなど

イ 子育て世帯・高齢者・障がい者などへの地域による包括的な支援の場

○相談・情報発信機能、放課後・余暇の居場所や活動スペース、児童館など

ウ 多様な人々の活動・活躍・ビジネスの場

○市民団体の活動拠点、レンタルスペース、起業オフィス、産直市場など

エ 文化・芸術活動のための場

○図書館、音楽スタジオ、調理室、工作室など

オ 地域の住民のスポーツ・健康づくりの場

○運動場、体育館、市民農園など

など

東部市民センターをはじめとして、ニュータウンでは市民の活動スペースが不足していることを踏まえ、あわせて、文化・教育に対する高い関心に応えるため、東部市民センターにある図書室を東施設に移転し、機能を充実して東部地区の拠点的な図書館として整備するとともに、東部市民センターにおいて市民の活動スペースの拡充を図ることが望ましい。

ニュータウンでは老朽化した保育園の建替えを行う必要があることから、「まなびと交流のセンター」に保育園の移転建替えを検討する。移転先として、旧調理場跡地が考えられるが、東施設に隣接する鳥洞公園の敷地に保育園を建設し、旧調理場跡地を公園の代替地に充てることも考えられる。この際、ニュータウン内の3園（藤山、岩成、高座）の効果的な建替計画をあわせて検討する。

「まなびと交流のセンター」には、東施設、中学校、高校、保育園が立地することから、可能な限り自動車交通の進入を避け、歩道ネットワークで相互に結びつけることが必要である。歩道ネットワークは、将来的にはペDESTリアンデッキにより東部市民センターに接続することが望ましい。また、センターの外周道路については、一部拡幅を行い、自動車交通の円滑化を図る必要がある。あわせて、東施設及び保育園の利用者のために十分な駐車スペースを確保することが必要である。



図3 東施設周辺（まなびと交流のセンター）の整備イメージ

(2) 西施設について

ニュータウンの居住の魅力を高めるため、次のようなサービスの提供を行う整備を民間活力の導入により実施することについて、調査検討を行うことが必要である。

- ア 身近な商業・飲食サービスの提供
 - イ 子育て支援・学習のためのサービスの提供
 - ウ 高齢者向けの居住・福祉サービスの提供
 - エ 在宅での医療、看護、リハビリ等のサービスの提供
 - オ 近隣の住民に対する交通利便の向上に関するサービスの提供
- など

5 施設・事業の運営について

(1) 東施設について

- ア 必要最小限の改修・整備により、既存施設を有効に活用することを基本とする。
- イ 施設の運営・管理にあたっては、地域の住民、団体、企業等の多様な主体が連携し、行政がサポートする形の新たな主体の形成が必要である。主体の形成にあたっては、まちづくり基金の組成、まちづくり会社の設立を視野に入れて検討を進める必要がある。
- ウ 施設の整備、運営には、都市再生の枠組みを活用したハード整備、高齢者・障がい者の福祉の枠組みを活用したソフトの充実を含め、必要な範囲で公的な支援の計画的な導入を行うことが必要である。

(2) 西施設について

- ア 民間主体による整備、運営に向けて、実現手法などを調査検討していくことを基本とする。
- イ 住環境を保全しつつ、ニュータウン全体のまちづくりに寄与する方向で地区計画等の適切な誘導手法を導入することが必要である。
- ウ 民間による整備にあたっては、地域住民のニーズを踏まえ、必要に応じて公的サービスのための空間の確保を図ることが重要である。